

千葉市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成22年7月13日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	近藤千鶴子
同	中島賢治

22千総総第1329号

平成22年7月9日

千葉市監査委員 古川 光一 様  
同 大島 有紀子 様  
同 近藤 千鶴子 様  
同 中島 賢治 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成11年度、平成13年度及び平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

# 平成11年度包括外部監査措置状況報告書

## (監査のテーマ) 財産管理

### 1 土地の管理について

#### (2) 有効利用を図るべき土地について

##### ウ 隣接者等に処分または他に転用すべき土地

##### (ア) 事業残地

事業残地については、全庁的かつ継続的に隣接者と交渉する手続きや例外的処分手続き等の隣接者処分推進の諸方策、または緑地帯(ポケットパーク)のような有効利用の諸方策を研究し、長期間にわたり放置せず処分または有効な利用を検討されたい。

##### (措置の内容)

指摘のあった事業残地のうち、支川都川残地6筆(168.35㎡)については、平成20年5月から支川都川草刈業務で発生する刈草の堆積所とすることで処分費用の削減を図るとともに、平成21年9月に特定非営利活動法人与自然と土地使用借に関する覚書を締結してカブトムシなどの昆虫繁殖のために使用させることとした。

# 平成13年度包括外部監査措置状況報告書

## (監査のテーマ) 下水道事業の管理

### 7 南部処理区の不明水の原因を調査し減少させるべきもの

有収水量以外の不明水はいくら処理しても、収益には貢献せず処理コストのみが発生するので採算性を阻害する。有収率を上昇させていくには接続率の向上を図るとともに、既にある不明水の原因を改善して処理場へ不明水流入水量を減少させる必要がある。

不明水の調査は継続的に実施されているが、不明水の減少にさらに努められたい。

#### (措置の内容)

南部処理区の不明水については、その原因を調査したところ、内陸部に点在する大規模団地において管きよの老朽化等により雨天時の侵入水が大量に見られた。

このうち、優先度の高い都賀の台及び東千葉両地区の不明水対策を実施することとし、都賀の台地区については平成15年度から21年度にかけて、東千葉地区については平成17年度に止水工事を実施した。

その結果、総処理水量に対する不明水の割合は平成12年度から14年度の平均で21.2%を占めていたが、平成19年度から21年度の平均では18.3%まで減少した。

なお、今後とも他地区において計画的に止水工事を実施する予定である。

# 平成20年度包括外部監査措置状況報告書

## (監査のテーマ) 公の施設の管理及び指定管理者制度に係る財務事務の執行について (指定管理者の財産事務を含む)

### 第2節 指定管理者制度を導入した個別施設に係る事項

#### 第1 コミュニティセンター総論

##### 3 浴室の利用について

千葉市のコミュニティセンター13施設のうち、3施設において浴室の無料利用が実施されている。しかし、これに対する利用時間は3時間であり、60歳以上を対象としていることから、結果として高齢者対策となっており、本来のコミュニティセンター機能からは外れたものとなっている。

本来、このような政策は、民間入浴施設等との経営競合にもなりかねないため、公共の事業としては高齢者福祉施設に限定して実施することが望ましいものと考えられる。

また、これら3施設がオープンした昭和54年当時の社会情勢や生活環境と異なり、家庭浴室が普及した現在においては、その存在意義は失いつつあると言える。

施設の老朽化対策に伴う修繕や建て替え時には、浴室の必要性について再検討する必要がある。

#### (措置の内容)

コミュニティセンターに設置されている浴室については、平成21年第4回定例会において「千葉市コミュニティセンター設置管理条例」の一部改正を行い、平成22年3月31日をもって廃止した。

#### 第6 千葉市花の美術館

##### 1 指定管理業務のモニタリングについて

担当部局は、指定管理者の日常の遂行状況を把握するとともに、モニタリング結果をまとめ、年度ごとの「指定管理者評価シート」を作成することとなっている。担当部局によるモニタリングを平成18年は2回実施し、公園管理課の職員が3名で施設をまわり、全体で延べ5人日程度かけ、施設の視察、帳票等のチェック、責任者へのインタビュー等を実施した。しかし、平成19年度中には、このような施設訪問によるモニタリングは実施されていなかった。

担当部局によるモニタリングは、定期的かつ計画的に実施することが必要であり、最低年1回は現地での訪問を伴うモニタリングを実施することが必要である。

#### (措置の内容)

担当部局による現地での訪問を伴うモニタリングについては、平成21年度から実施計画を作成し、それに基づき年1回以上行うこととした。